

## 第二回自治体ポイント管理クラウド等仕様検討会議議事概要

### 1 日時

平成28年10月3日（火） 14:30～16:00

### 2 場所

都道府県会館4階 402会議

### 3 出席者（順不動、敬称略）

#### （1）構成員

廣川座長、伊藤構成員、江下構成員、大高構成員、高橋構成員、田中構成員、  
中嶋構成員、西納構成員、原田構成員、藤本構成員、松山構成員、村瀬構成員

#### （2）関係省庁等

内閣官房社会保障改革担当室、内閣官房情報通信技術総合戦略室、経済産業省商務  
情報政策局情報プロジェクト室、経済産業省中小企業庁経営支援部商業課、総務省  
自治行政局住民制度課、総務省地域力創造グループ地域情報政策室

### 4 議事

#### （1）開会

#### （2）議事

##### ①これまでの検討経過

- ・「マイナンバーカード」を活用した地域経済好循環の拡大に向けた取組（未定稿）
- ・意見交換

#### （3）閉会

### 5 議事概要

【猿渡大臣官房審議官】（「マイナンバーカード」を活用した地域経済好循環の拡大に向けた取組（未定稿）について説明）

- 市区町村の様々なIDカードが、マイナンバーカード1枚になれば、便利になる。市区町村の各IDカードは、バックオフィスの様々なシステムで運用管理されているが、そのようなシステムがクラウド化されることで、低コスト化を図ることができる。特に、413団体が実施している自治体ポイントに係る情報システムは、効果が見込める。情報システムによる仕組みを単独の自治体で構築して、6000万円近くの初期

投資が掛かった前例もある。これを自治体ポイント管理クラウドで共同利用すると比較的 low コストで実施することができるので、低コスト化した分、住民にポイントで還元をして頂くと地域経済の活性化に繋がる。

- クレジットカード会社、航空会社、携帯電話会社等のポイントを地域経済応援ポイントとして、自治体ポイントに合算することができる。一方、自治体ポイントは、クレジットカードや携帯電話会社等のポイントに換えることはできない。
- マイナンバーカードを取得された際、特に本人が拒否されない限り、マイナンバーカードの IC チップの中にマイキーという愛称で呼ばれている公的個人認証サービスの利用者証明用電子証明書が入っている。マイキーに対応した ID をご希望の方には、ウェブサイト等から、ご自身でマイキー ID をご登録頂く。マイキー ID と対応する、商店街のポイントの ID、図書館の会員の ID、各種 ID をサービス ID としてご登録頂くと、マイナンバーカード 1 枚で、図書館等の公共施設や商店街等で活用できる。
- 413 の自治体では、様々な住民活動、ボランティア活動、救命講習等への参加、出産・転入等のイベント毎に自治体がポイントを付与するサービスが行われている。ポイントの用途は、自治体が定めることになっているが、大きく 3 つの用途に分かれる。1 番目は「美術館、博物館等の利用料のある公共施設の利用料に使う」、2 番目が「地域の商店街等の買物等に使う」、3 番目が「市営バス等の公共交通機関の利用料として使う」。用途は、個々の自治体が決定できる。自治体ポイント管理クラウドという共同システムを作ることで、システム経費率を下げ、できるだけポイントの還元率を高めて地域活性化に繋げて頂きたい。
- クレジットカードでの買物、航空機への搭乗、携帯電話の利用等により、ポイントが貯まった場合、利用者が任意で地域経済応援ポイントに移行した後、自治体ポイントに合算する。自治体ポイント（いわゆる行政ポイント）は、一般財源で行われているのが一般的だが、地域経済応援ポイントが財源として加わることで、ポイントの原資が増える。
- 地域経済応援ポイントの導入によって想定される効果は、大きく 3 点ある。1 点目は、「地域商店街等での好循環の強化」。クレジットカード等のポイントが今回の仕組みを利用して交換することによって、地域の商店街でも使えるようになる。また、観光等で他の地域に行く際に、マイナンバーカードを持参して、お土産等の購入時に自治体ポイントを使用して頂くことで、地域の購買力向上に繋がる。2 点目は、「地方への新たな民間資金の導入」。目的のひとつに「ポイントで社会貢献」があり、具体イメージとしては、都会の方々が地方の廃校等を交流施設として再生したいというプロジェクト等で余ったクレジットカードのポイントやマイレージ等を寄付できる仕組みにしたらどうか。次に、「ポイントで地方の祭りの魅力を向上」させる。例えば、祭等を契機に、地元側でも期間限定でプレミアムポイントを上乗せすること等により、来客が増え、経済振興に繋がるのではないかと。3 点目は「公共施設の活性化」。まずは地元や勤

務地等の各図書館をマイナンバーカード1枚で利用できる、そして、美術館・博物館等の公共施設の利用料に自治体ポイントを使うことができる。これにより、ポイントで地域の文化を満喫することが容易になる。また、地域の公共交通機関の利用に対して自治体ポイントを活用することも検討を始めている。

- 今回のプロジェクトでは、2つのシステムを構築する。1つ目のシステムは、「マイキープラットフォーム」。マイナンバーカードの中の利用者証明用電子証明書に関連付けて、本人が設定したマイキーIDを使う。これに商店街のポイントのID、図書館の利用者ID等をサービスIDとして一緒に登録することにより、マイナンバーカードが、1枚で様々なことに利用できるようになる。次が、「自治体ポイント管理クラウド」。これは、利用者がクレジットカード等のポイントを自分が好ましく思う自治体ポイントに交換したり、複数の自治体ポイントが持てるように管理するシステム。ポイントを生み出すきっかけは2つあり、1つ目は、自治体が行政ポイントサービスとして、ボランティアやヘルスケア等の様々な場面で行政ポイントを付与する場合。もう1つは、クレジットカード会社や携帯電話会社のポイントや航空会社のマイレージ等を、利用者がスマートフォン等を活用して、自治体ポイントに変換したもの。自治体ポイント管理クラウド内で自治体が発行した行政ポイントと合算して、地元で適宜お使い頂くということを想定している。
- 実証事業については、国の平成28年度補正予算が成立したら、意見招請を始めて、その後入札公告等を行い、できれば来年度の夏のうちに実証事業が始められないかと考えている。
- 各地域の実証の展開の検討例として、各地域で検討頂いた結果等を参考情報としてパターン化し、他の地域に紹介していきたい。
- モトスミ・ブレーメン通り商店街のように、商店街のデジタルポイントの仕組みが既に整備されている場合は、クレジットカードのポイント等を自治体ポイントに交換した後で、商店街ポイントに移行させて、既存の商店街ポイントとして使って頂ければ良い。一般的なサービスでは、1万円分のポイントを貯めるには、100万円分購入しないとないが、クレジットカードの利用等で貯めたポイントが商店街に流入することは大きな効果があるのではないかと考えている。
- 商店街のポイントカードは、その商店街の会員の方だけが所持している。観光客や通りがかった方が、マイナンバーカードを商店街のポイントカードの代わりに使うことができる。また、そこでクレジットカードのポイントやマイレージ等を使用することができる。マイキープラットフォームに、マイキーIDと一緒に商店街IDを登録することで、そのような使い方ができる。また、商店街でもICカードをポイントカードとして発行するとコストが掛かるので、マイナンバーカードに代替することでコストを削減することができる。
- 祭やイベント等で使うケースでは、例えば、東京の方が実際にその街を訪れた時に、

3日間の祭なら、4日間の期間限定で使用できるポイント券を地元で発券する。これに地元でプレミアムを少し上乘せすることもできる。観光客が訪れた街で期間内（4日間のうち）にポイント券を使い切るようになるので、経済対策になるのではないか。

- 特定イベントを支援する場合にも活用できる。例えば、熊本県小国町の廃校の西里小学校をリノベーションしようというケースでは、東京や福岡の方たちが自分たちのマイレージやポイントを、西里小学校のリノベーションに活用できる。対価としてその施設の利用券を発行すれば、来訪する人が増えるので、双方が利益を得られるのではないかと、様々な提案がある。
- 巣鴨の3つの商店街では、個々の商店が様々な地方都市と提携をして委託販売をする。例えば、会津若松市のポイントで買物ができるということになると、会津若松市の物産品が売れ、また、都市部の住民も地方のポイントが利用しやすくなる。ポイント交換の仕方が分からないという方には、商店街の近隣にある大学の大学生が支援したりできるかもしれない。
- マイナンバーカードを、図書館利用者カードの代わりに使うことにより、1枚で様々な場面で活用できる。例えば、毎年1回、住所変更の有無を定期的に確認する図書館が多くあるが、事務が煩雑な上、利用者からは「更新が面倒だ」という声もある。これについては、公的個人認証システムとの情報連携により、住所変更の有無を確認することができるようになる。
- マイナンバーカードをお持ちの方は、自宅等からオンラインで、マイキーIDを登録することができるが、商店街の事務所等で、マイキーIDの登録のお手伝い等をして頂くと、ポイント利用も進むのではないかと期待している。また、コンビニエンスストアのキオスク端末でも可能か検討していきたい。
- マイキープラットフォームのシステム化検討範囲の中心は、マイキーIDの管理システム。マイナンバーカードをお持ちの方は、まず、利用者証明用電子証明書で本人確認をした上で、マイキープラットフォームの画面にログインする。それから、マイキーIDを8桁または9桁のアルファベットと番号で作成すると、重複がないか自動的にチェックされる。ご自身で作成するのが面倒な方には、自動生成で重複がないものを提供することができる。マイキーIDを登録すると、本人が拒否しない限りは自治体ポイント管理クラウドにも同期して登録される。
- 図書館や商店等様々なところからマイキーIDを活用する際は、図書館の端末があらかじめ登録された事業者用端末であることを確認した後、端末を認証するという方法をとる。
- マイキーIDの利用は、JPKIと結びついているので、JPKIが失効すると、マイキーIDの管理テーブルも一旦停止し、確認した上で、無効にするという流れになる。一方、本人から利用停止申出があった場合には、自動的に利用を停止するという申請受付の機能もある。

- 利用者証明用電子証明書は5年毎に期限が切れる。マイキーIDは、存在証明のため、この利用者証明用電子証明書と紐づいているが、期限毎にマイキーIDを再登録するのは手間がかかる。利用者がこのままで良い場合は、マイキーIDはそのままに、そこに紐付ける利用者証明用電子証明書情報を更新して存在証明を続けるというような仕組みも検討している。
- 自治体ポイント管理クラウドのシステム検討範囲は、6つの要素がある。1番目が「ポイントを使う」、2番目が「自治体の皆様が自分で行政ポイントを発行される場合の業務支援システム」、3番目が「行政ポイントを発行された場合に、マイキーIDごとにポイントを管理するシステム」、4番目は「各利用者が自治体ポイントの残高等を確認するためのウェブシステム」、5番目が「自治体ポイントを商店街等で使用した場合の精算関連データ、会計データの連携システム」、6番目が「クレジットカード会社、航空会社、携帯電話会社等の応援ポイントを自治体ポイントに合算」。2番目と6番目によって自治体ポイントが生み出され、3番によって合算されたポイントを管理する。そして、1番目で具体的にポイントとして使うという流れ。
- ポイント利用システムでは、ポイントを使う方法が大きく分けて2つある。モトスミ・ブレイメン通り商店街のように、デジタル端末があるところは、商店街の商店の端末等でポイントの利用画面を呼び出すことができる。マイナンバーカードによってマイキーIDを呼び出し、当該利用者のポイント残高を確認して、利用ポイント数を入力することで、デジタル形式のままポイントを使うことができる。デジタル端末がない商店街は、利用者の希望するポイント数を、ポイント券として発行できるようにすることを検討している。
- 「ポイント券を活用する」は、「ポイント券の発行」と「ポイント券の利用」の2つに分かれる。例えば、「ポイント券の発行」では、公共施設の窓口、商店街の事務局や商店等の端末で、ポイント券の発行画面を呼び出す。利用者が、マイナンバーカードをリーダライタにかざすと、マイキーIDが呼び出され、当該利用者のポイント残高を確認することができる。ポイント残高の範囲内で、任意のポイント数を入力すると、ポイント券が出力される。発行した商店街等でポイント券に発行認印を押すと、偽造を防止することができる。なお、ポイント券は、リーダライタとプリンターがあるところで発行する。「ポイント券の利用：パターン①」では、利用者がポイント券を店員に渡すと、店員が二重利用防止のため、利用店舗の印をつけて、お金の代わりにポイント券を収受する。例えば、2420ポイントで4420円の買物をする場合には、2420のポイント券と2000円のお金を合わせて、店員に渡す。店員はポイント券を保管して、可能ならば、その日のうちに商店街事務局等で、自治体ポイント管理クラウドへの消し込み作業をする方法。「ポイント券の利用：パターン②」は、「ポイント券の利用：パターン①」のように利用者がポイント券を提示すると、その店舗内のスマートフォンや端末のリーダライタ等でQRコード（発券番号）を読み取り、自

自治体ポイント管理クラウドと通信して、自治体ポイント管理クラウドのデータの消し込みを行うという方法。このようにすると、二重利用はできなくなる上、直ちにポイントとして収受することが可能となる。この方法は、安全性は高いが、その一方各店舗での作業が手間になる。手間である場合は、「ポイント券の利用：パターン①」のように二重利用防止の印をつけて、できるだけ早く、纏めて消し込む方法も考えられる。

- ポイントの提供は、店舗で合算する方法とオンラインで合算する方法がある。オンラインで商店街ポイントに合算する場合は、既存商店街のポイントシステムのサーバーと自治体ポイント管理クラウドが通信しながら、本人の指示に従って、合算する方法を検討している。
- 自治体ポイントは、福祉課、市民課、健康づくり課等、様々な部署で付与されている。付与された自治体ポイントは、それを総合管理する担当の部署で、纏めて集計される。現在、自治体ポイントを付与している複数の市町村に確認したところ、自治体ポイントの付与は紙ベースで行ない、総合管理担当課でExcel等でデータを集計していた。今回整備する自治体ポイント管理クラウドでは、オンラインで自動集計ができるように、現在413団体で実施されている自治体ポイントに係る業務を支援する機能に盛り込むことにより、自治体の業務の軽減に繋がる。
- 自治体ポイントの管理システムでは、大きく口座が3つある。留保ポイント口座は、クレジットカード会社や航空会社等のポイントから、共通の自治体ポイントに振り替え、それから八王子市や泉佐野市等の個別の自治体ポイントに振り替える際に使用する。最初から、八王子市ポイントに振り替えるという指示をされたら、留保口座を通過し、直接八王子市の自治体ポイント口座に振り込まれることになる。2つめの、自治体ポイント口座では、個別の市区町村のポイント进行管理する。自治体ポイント口座にポイントを入れるきっかけは2つある。行政ポイントとして各自治体でポイントを付与された場合には、自治体ポイント口座にマイキーID毎に格納される。地域経済応援ポイントから移行された場合には、自治体ポイントとの合算も行うが、別々の管理もできる可能性もある。3つ目は、特定支援イベント口座。クレジットカード会社等のポイントを、留保ポイント口座や自治体ポイント口座を経由せずに、直接この口座に移すことも可能。また、例えば、一旦ある市のポイントにして、その後市内でのイベントに賛同した方がポイントを移すことも検討している。
- 利用者マイページシステムは、利用者が様々な市のポイントを合わせて所持していた場合、今までの履歴を閲覧したい時に履歴ボタンを押すと、該当の市のポイントと利用履歴をスマートフォン等で確認できるようにするというもの。
- 会計システムへの連携については、現在検討中。A社から移行する場合は、「αという方が、A社のポイントを、自治体Ⅰへ500ポイント、自治体Ⅱへ1000ポイント移した」、次に「βという方が、A社のポイントを、自治体Ⅲへ879ポイント、自治体Ⅳへ241ポイント移行した」というような形式で、指示した履歴を纏めてA社に

連絡する。A社は、その合計額を算出します。各自治体への振込みについては、様々な支援システムを作りたいと検討しているが、受託事業者が振り込み作業をする可能性もある。会計データ連携システムから精算データの細目を提供して、A社・B社・C社が個々に全部1741自治体分の口座に振り分けていくのは大変なので、合計額を口座から算出して、各自治体への振込作業を受託した事業者、またはシステムが1741の口座に振り込んでいくことも検討している。精算データの細目に従って、応援ポイント会社のA社、航空会社のB社、携帯電話会社のC社に請求すると、各会社が合計額をはじき出し、振込作業を受託した事業者、またはシステムが、各自治体に振り分けて、口座振込みをするようなイメージ。

- 自治体応援ポイントの連携システムは、クレジットカード会社、携帯電話会社、航空会社等のポイントを自治体ポイントに合算する仕組み。連携方法は、オンライン連携と、クーポン連携を検討中にて、資料の24ページがオンライン連携の基本形。クレジットカード会社や携帯電話会社、そして航空会社にも、消費者の方がスマートフォン等でウェブサイトログインする時に使用するIDとパスワードがある。航空会社の場合は、ログインIDは顧客ナンバーと同様だが、クレジットカード会社の場合、16桁の顧客番号とは別に、9桁程度の英数字のログインIDがある。そのログインIDを、最初にマイキープラットフォームに、サービスIDとして登録する。各社のウェブサイトでは、ポイント交換の指示ができるようになっているので、地域経済応援ポイントを交換先として選択できるようにする。各社のウェブサイト上でポイント交換の指示を出すと、ログインIDと交換するポイント数が、自治体ポイント管理クラウドに連絡される。自治体ポイント管理クラウドは、ログインIDに呼応するマイキーIDをマイキープラットフォームに問い合わせて確認し、当該マイキーIDのポイントに合算する。この時、どの自治体の口座に入れるかは一旦留保して、あとで指示をしてもらう。それを指示する仕組みは、自治体ポイント管理クラウドにある。そうすると、そこで合算ができることが基本パターンになる。クーポン連携では、あらかじめ各金種のクーポンを自治体ポイント管理クラウドで作成し、作ったクーポンに1番からクーポン番号を振っていく。例えば、ある会社は500円券を1番から100番まで、次の会社は、500円券を101番から200番までといったように、各社にクーポン番号をあらかじめ割り当てておく。消費者には、各社のウェブサイトのポイント交換指示画面で、500円のクーポンを何枚、1000円のクーポンを何枚というように、交換指示をしてもらう。例えば、500円のクーポンを2枚(1000円)に交換する指示をした場合には、500円のクーポンのクーポン番号1番と2番が、自治体ポイント管理クラウドに投げ込まれる。この時に、消費者に、自治体ポイント管理クラウドにログインをもらい、クーポン番号欄にクーポン番号を入力してもらう。クーポン番号の入力方法は、コピー&ペーストかあるいは、そのまま自動入力されるような方法が考えられる。クーポン番号を入力した後で、登録自治体口座を指

示してもらい、それを合算する。クーポン方式では、場合によっては修正パターンが採用されるケースもある。一方で、全部ウェブサイト上では完結できない場合には、例えば、500円券4枚のクーポン番号が郵便で本人に連絡される。本人がそのクーポン番号を確認して、ひとつひとつ入力する。これに比べるとオンライン連携は、自治体ポイント管理クラウドにログインする必要もない上、自動連携できるので、これを基本パターンにしていきたいと考えているが、応援ポイント会社の都合によって、当座は様々なパターンが出てくることになる。

- 市区町村には、図書館等の施設から実証事業の参加をお願いしたい。図書館等の受付窓口には、インターネットに接続可能な端末を用意し、端末認証のための一定の設定を行う。インターネットに接続するといっても、マイキープラットフォームから読み取ってきたマイキーIDと、その図書館の利用IDはテキストデータなので、それを図書館システムにそのまま送信しても、ウィルスに感染する心配はない。マイキープラットフォームについては、図書館がまずは中心になると思われるので、参加する図書館を決めて受付端末に設定するだけなので、できれば図書館のある市区町村全部に参加頂くような方向でお願いしたい。
- 自治体ポイントをお持ちでない市区町村には、自治体ポイントを使える施設を決めて頂く必要がある。民間の美術館・博物館でも構わない。市区町村内の商店街等でもポイントを使用できるようにする場合は、どの商店で使用できようにするか決定しなければならない。自治体ポイントは、通貨ではないので、自治体ポイントとしてどこで使用できるのか、決めることが重要です。決定後、自治体ポイント管理クラウド上にアカウント設定すると、地域経済応援ポイントの交換先としても設定されることになる。つまり、自治体ポイント管理クラウドに設定をされないと、クレジットカードや携帯電話のポイントや、マイレージ等を、自治体ポイントに換えたいと利用者が希望しても、変換先がないということになる。自治体ポイント管理クラウドへの設定は、オンラインでも可能。
- 一般財源として、自治体ポイントを既に発行している場合にも、自治体ポイント管理クラウドの業務支援システムを利用することができる。ポイントを自動的に集計できるようなシステムを考えているので、活用してもらいたい。現在、一般財源による自治体ポイントを導入していない場合は、予算立てして頂く必要がある。
- 自治体ポイントを図書館や美術館、商店等で使用可能になった場合には、インターネットに接続する端末を用意して、一定の設定を行ってもらおう。個々の商店が端末まで準備するのは困難な場合には、ポイント券を発行する場所があれば、ポイント券を商品券のように使用することができる。
- 現在、自治体ポイントを発行している地方公共団体の予算をみると、ポイントの精算金支払の部分が歳出予算として、商工振興費や企画費の費目に事業名をつけて立てている。宇都宮市や奈良市のようにバス会社のカードを、ポイントとして渡す自治体は、



歳出予算としてカードを購入する経費が、立てられていることもある。自治体ポイントを導入する場合は、商店街、バス、美術館・博物館等の精算金払いや、バスのカードを購入する経費等の歳出予算を立てなければならない。歳入は、現状、一般財源が多いが、個々の事情に応じた判断もあろう。地域経済応援ポイントの場合には、特定財源として扱うことが自然かと考えている。なお、自治体ポイントを美術館等、当該自治体の公共施設に使用する場合、入場券を免除した格好にして、予算上には反映させない方法もある。

- 実証事業の参加パターンは、商店街先行、自治体ポイント先行、新規総合導入、都道府県で纏めて導入、交通機関での使用等、様々なパターンがある。
- 全国1741の市区町村全部に入力してもらっている全国移住ナビのサブシステムとして、自治体ポイントナビを作る。マイナンバーカードを利用して、クレジットカードのポイントやマイレージを交換して使用する際に、どこの自治体で具体的に使用できるのか参考になるようなシステムにしたい。
- 地域経済応援ポイント仕様検討会議で、応援ポイント会社各社と申し合わせをした。1番が、「国民住民の皆様にとって、ポイント変換指示ができるだけ容易に行われるように、応援ポイント会社にも協力して頂けること」。2番目に、「応援企業の既存システムにできるだけ負担を加えないこと」。応援ポイント会社のシステム更新の時期があるので、時期に合わせて段階的に移行する。3番目は、「システムの安定的な稼働を確保」。4番目には、「応援企業及びその関連企業が、自治体と一緒に、様々なビジネスモデルを構築して頂きたい」と考えている。例えば、羽田空港と能登空港間の航空券を購入された場合には、少しプレミアムをつけて能登空港内で輪島ポイントとして付け、地元での買物に利用できることになれば、顧客増加が見込めるのではないかなというイメージ。5番目は、「各応援企業においても、より効果的な支援策を検討するため、ポイント交換の率については、実証事業のスタートに際し、交換比率を検討したい」と言われている。
- 最後に、マイキーIDの登録画面のイメージ。マイキープラットフォームのポータルサイトを開いて頂き、「マイキーIDを初めて登録の方」を押す。次に、マイナンバーカードをリーダライタにセットすると、個人番号カードログイン画面で利用者証明用電子証明書の4桁のパスワードを入力し、本人確認を行う。マイキーIDの作成画面では、利用者自分でマイキーIDを作成する場合は、8桁か9桁で英数字（大文字）で入力して、重複がないかチェックする。重複チェックすることが面倒だと思われる利用者は、自動生成を選択すると、重複がないIDが自動的に提示され、これを了承することでマイキーIDが登録される。また、自治体ポイント管理クラウドの登録も本人が拒否しない限りは自動的に行われる。次に、応援ポイントのIDも一度に登録すると、応援ポイントの合算もしやすくなる。応援ポイント会社のロゴが書かれたリンクを押すと、応援ポイント会社のウェブサイトが表示されるので、そこで応援ポイ

ント会社のログインIDとパスワードを入れて、応援ポイント会社のシステムが顧客であることを確認すると、設定が終了する。

**【三木企画官】**

- ありがとうございます。これまでの検討経過について、構成員等よりご意見等頂きました。

**【伊藤構成員】**

- 今のご説明の中で、プリントアウトしたポイント券を提示し、商店側で既存商店街ポイントに合算するという項目があった。モトスミ・ブレーメン通り商店街のポイントシステムは換金する時に、1ポイント1.1円で換金している。つまり、10%のプレミアムをつけて換金している状態です。外部から入ってきたポイントと合算できるとしても、額面上合算しても中身が異なるので、カード内に自治体ポイント用のポケットと既存商店街ポイント用のポケットを作成しないと行かない。

**【猿渡大臣官房審議官】**

- モトスミ・ブレーメン通り商店街で計算して頂く方法もある。自治体ポイントは、1ポイント1円を想定しているが、プレミアムをつけたい場合には、プレミアム付きのポイントを載せる方法もある。

**【伊藤構成員】**

- そういう方法もあると思う。モトスミ・ブレーメン通り商店街のポイントカードは、1.1円のプレミアが付くので、大手のナショナルチェーンが参加している。外部から1ポイント1円でくるということは、ポイントが使用されたら、商店街が10%分を持ち出さないと行かないことになる。外部のポイントについては、管理会社が管理して、各店の口座に振り込んでもらう方法にしないと難しい。
- 各商店街でポイントの管理ができれば良いのだが、管理ができない商店街も多いと聞く。管理ができない小規模の商店街はだめだという訳には行かないので、ポイント管理会社に、各商店街あるいは各商業施設が登録してもらって、そこが管理する方法にしないと、力のないところは、このシステムに乗ってこれない。
- ポイントを受け入れる各個店については、端末、プリンター、読み取り機の費用負担をどうするかという課題がある。商店街に対してどういう施策を取られるか、具体的にお示し頂きたい。
- クラウドでデータをやりとりし、データを管理する形にしないと商店街としては、導入は難しい。この辺の方向性をしっかりと全国の商店街、商業団体、地方自治体等にお示し頂けたらと思う。

- QRコード付きのポイント券は、1度読み込むと2度目は読み込めないようなシステムになっている。

#### 【猿渡大臣官房審議官】

- ポイント券は、全ての商店で発行するというよりは、プリンターがあり、リーダライタも設定されている施設での発行を考えている。具体的には、商店街の事務局や市区町村のコミュニティセンターの事務所等を想定する。マイナンバーカードが読めて、プリンター1台があり、その端末だけがインターネットに繋がっていると、利用者のポイント残高が分かるので、利用者の希望どおり、ポイント券を発行する。偽造されないように発行認印を押して、有効期間をあまり長くせず、即座に使うて頂きたいと考えている。個々の商店では、特に端末やプリンターがなくても対応できるような形で進められないかと考えている。

#### 【大高構成員】

- 自治体がこれから自治体ポイントとして取り組む時に、一番大事なものは、応援会社のポイントが商品券や図書カード等の様々なメニューに交換できる中で、自治体ポイントを選んでもらうためには、自治体のメニューをどれだけ提供できるか、使い道がどれだけあるかということだと思う。地元の中で選んでもらうことが非常に大切だということが良く分かった。商店街のポイントを利用でき、それを活用できる商店を増やすというのが、地域活性化の本来の目的だと思う。ポイント券という提案は、1つの策としてかなり有効だと考える。これで決済のルートや流れが、簡単に作り上げられると、自治体で一番苦労しているところの1つの解決策になるかと思う。
- 歳出はポイントを行うための運営資金と、ポイント原資という形で、発行する側の自治体のみが発行する方法で差し支えないと思う。また、「応援ポイントとを自治体を受け入れて良いのか」、「受け入れたポイントはそのまま預かり金として、歳出予算を組まなければいけない」ということを考慮すると、予算上の歳出と歳入の関係を構築するのに、非常に手間が掛かる。また、良い制度をせっかく作ったのに、自治体側の意識として「これ、ちょっとやりにくいよね」と、そっぽを向かれるのを懸念している。「歳入で入った分は全て歳出として出す」、「単年度会計の中で、翌年繰り越す場合はどうするか」、「予算が議会で否決された場合は止める」等の具体的な手続きまでをきちんと考えておかないとならない。歳入で入ってきたポイント分の引当金を担保しないといけないと考えると、まだまだ、課題があるように思う。
- マイナンバーカードを活用していくためにマイキープラットフォームという事業があるが、一方でマイナポータルも普及させないとならない。それらとの関わりも何らかの形で盛り込んでいくことが必要ではないか。

**【猿渡大臣官房審議官】**

- 今後議論してもらえばと思うが、引き当てる必要はない。合算された自治体ポイントは、商店街、公共施設、バス等、自治体が決定した使い方しかできないように変わっている。使い方として色がついてないので、引き当ては不要になる。特定財源として入れるのが望ましい気がする。
- 予算処理は、例えば柳川市も行政ポイント導入時に、最初はどのくらい使用されるか分からなかったもので、歳出予算への計上に当たっては、最初は項目だけ立てて、少額計上したと聞いている。その後、歳出見込を検証して、使用される額に見合う補正を立てて、2年目からは落ち着いてきたとのことだった。
- 応援ポイントの場合は、自治体ポイントに1万円分を振り換えたとしたら、1万円分は自治体ポイントとして使用できるので、精算金として1万円分を拠出するという蓋然性が高くなる。それに対しては、歳出予算を立てなければならない。その見込みについて、例えば、現在のふるさと納税における様々な返礼の歳出も、各自治体は迷いながら、今年はふるさと納税として、これくらいの寄附金額が見込めるだろうから、これくらいの返礼品を購入する費用がいるというようなことを試行錯誤しながら、年度途中で調整されている。それに似たような話のような印象がある。1対1対応になっている必要はないので、そこはまた検討もらえばと思う。

**【大高構成員】**

- おっしゃるとおり、自治体の中では、自治体ポイント以外にも、地域通貨の運用の実証事業等、様々な形のものがある。実際の歳出予算処理の中では、地域のポイント部分に係る歳入をどんぶり勘定で計上することも有り得ると思う。特定財源化しなくても、「歳出をこの程度見込んでおけば、入ってきた分との精算はできるだろう」という考え方はあるものの、そのような予算の組み方は全国の自治体で立てにくいのが実情だと思う。

**【猿渡大臣官房審議官】**

- ふるさと納税の返戻金だって、どのくらいくるか分からない。想定の中でやっている例はあるので、そこをよく理解頂きたい。
- 上限を定めることは可能と認識する。応援ポイントもこれ以上は振り替えられないという上限の設定もできる。各自治体がこれ以上、応援ポイントを頂いたら混乱するということで、上限を設ければ良い。

**【大高構成員】**

- ふるさと納税だと、上限の数の枠を設定し、返礼ができるものの枠をある程度、歳出予算の中で予算の上限を定めたりしている。応援ポイントも同様に、何等かのかたち

が必要だろうと思う。

**【猿渡大臣官房審議官】**

- 上限を設けなければならないほどポイントが集まってくるのは、嬉しいこと。そのあたりは初年度の試行錯誤の中で検討してもらえばありがたい。
- 補足すると、応援ポイント会社から自治体ポイントに合算されてくるポイントに付随して精算金が入ってくるが、当初はどのくらい入金されるか分からないし、人々の行動に対するものなので、不安定要因がある。そういった意味で、歳出の上限を決める予算という性質上、違和感があるかと思う。また、各自治体に貯まった自治体ポイントが商店街や公共施設で使われた際、自治体がどう精算をするかということに対しては、自治体ポイントを始めている自治体が多くあるので、そこで既に取り組んでいる実態を参考に処理をしていけば良い。

**【大高構成員】**

- 使い道と合わせて、その地域での使い道がふんだんに魅力あるものを用意して、地域にお金が落ちるように努力するのは当然のこと。集まってくる方が地域としては良いことなので、そこを目指さないとならない。上限を設けるのは、本来の意図に反することだと思うので、これから考えていきたい。

**【志摩構成員】**

- 県では、日曜市等で実証をしようかと考えている。振込先は、日曜市を開催している自治体の口座を登録でき、県だけでなく、実際に市場を開かれている自治体の協力を得ながら進めていかなくてはならないということになるのか。

**【猿渡大臣官房審議官】**

- そう考える。

**【志摩構成員】**

- 実証は、色々協力を仰ぎながら進めていきたい。自治体に紐づけた形で商店が登録される仕組みということなので、商店にお金を支払うのは自治体になる。10000ポイント受け入れて、2000ポイントしか使用されなかった場合、8000ポイント自治体が預かることになるので、どうしたら良いか、なかなか判断に迷うところ。

**【猿渡大臣官房審議官】**

- 有効期限を設けるのは柳川市も玉名市もそのような形で運用している。

#### 【高橋構成員】

- 郷土資料を電子化して、お互いの図書館で閲覧できるようにするというのは、私どももぜひ参加したいと思っている。
- 問題提起したいが、例えば蕎麦屋が会津若松市の応援をするために会津若松のわさび等を販売する場合、蕎麦屋の売り上げについては豊島区ポイント、会津若松市の物産を購入する時は会津若松のポイントを使うとなると、会計時に二度手間になる。このあたりの検討を進めていきたい。
- 現在のマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書は、転出すると失効してしまうという問題があり、この問題があるとポイント制度もうまくいかないところがあるのではないかと本日まで懸念していた。東京大学の須藤先生が座長をしている検討会の中では、在外邦人にも、失効せずに利用者証明用電子証明書が使えるような仕組みを検討していると聞いている。利用者証明用電子証明書を更新する仕組みがあると、国外に出ている、または他自治体に転出しても、サービスが継続して使用できるようになる。私は今税務課長を担当していて、国外転出者の前年の税金を収めてもらうのに苦労している。在外邦人や転出者の利用者証明書を失効せずにすむ方法をもう少し具体化してもらって、このサービスが継続できることを考えてもらえればと思う。

#### 【田中構成員】

- 横浜市には既存のポイントシステムがあるので、それを自治体ポイント管理クラウドに乗せ変えるための検討をする必要がある。費用対効果も出てくるので、実際にアカウントを作成してポイント管理クラウドに参加するのにどの程度費用が発生するのか、例えば「どの程度参加した場合にはいくら位です」等、ある程度早い段階で見通しが付いてくると検討が比較的容易になる。
- 単に予算と決算を組むというのは、枠を決めてしまうという方法もあるのかもしれない。特にポイントの場合には、どこかお店で使った場合に、そのお店からの請求（これだけ使ったという証明）に基づいて、実際にお金を支出することは、仕組みとしてはある程度整えられており、先行事例もあると思う。一方で、外部からポイントが入ってくることについては、事例が少ないと思う。例えば、民間のポイントから入ってきた時に、どの段階で自治体側は歳入の処理をするのか、またどこにそれを入れるのかということを懸念している。個人毎に管理をしてしまうと、個人の資産を管理することに繋がるので、実際の歳入歳出処理をどう簡略化していくかが、自治体側が導入するに当たっての非常に大きなポイントになるのではないかと考えている。

#### 【猿渡大臣官房審議官】

- 平常ベースになったトータルの運用コストは、システム開発プラス実証期間中の運用コストよりは、下がるはず。現在、予算審議中なので確たることは言えないが、予算

全額がシステム開発に使用できるわけではない。システム開発と実証の費用は、一旦できた仕組みが使用できるようなら、そのまま使ってもらう経費のほうが安くなるのではないかと期待及び想定している。あとはどの程度の数の自治体が参画するのかわかり、費用の割り勘効果が出てくる。もちろん国として責任を持って、様々な対応を考えていかなければならないと思う。

- ポイントは一種の請求権に当たる。ポイントが店舗で使用されると、店舗が自治体に精算金を要求する。請求権が、ポイントが使用されたことによって、個人から店舗に移る。その精算金を払う時に歳出が発生するために、精算金の歳出が歳出予算に立てられている。したがって、ポイントを持っている利用者が、市内の商店街の商店でポイントを使用すると、お店から請求があった時に、義務が発生するのだと思う。また、それが歳出予算にきているのではないかと推測する。そのあたりを軸に研究していきたい。それから、地域経済応援ポイントが自治体ポイントに振り替えるということは、商店街や公共施設の入場料等に使えるという権利を持つ段階で、使用されるという蓋然性が高くなる。クレジット会社や航空会社も、ポイントが移行されて減算処理を終えたら、できるだけ早く精算したいというご意向がある。その中で、自治体の歳入をどうしていくのかについて、検討してもらえればと思う。

#### 【大高構成員】

- 自治体単位の受け入れ先に関して、管理運営会社に委託できる道筋があっても良いのではないかと考える。責任は当然自治体が負わなければならないと思うが、自治体によっては、そういった選択ができることが参加しやすさに繋がるのではないかとと思うので、ぜひ検討をお願いします。

#### 【廣川座長】

- 自治体としては、商店街の皆様にはできるだけ分かりやすく、あまり手間を掛けずに参加してもらうために、どのように説明するべきか迷うところ。特にお金の決済は大事なことなので、いかに手間を掛けずにできるか、工夫をできればと思う。

#### 【村瀬構成員】

- 私どもは、ポイント付与活動と、地域通貨を発行の2つの制度を併用している。先ほど会計上の心配をされていたが、Kマネーという地域通貨（可児市が発行する市内の協力店でのみ使用できる商品券）を発行する際には、有効期限を設けている。当然、自治体は年度予算なので、予算上の問題は出てくるが、ポイントからKマネーに変えた段階で、どうしても使用されないお金は出てくる。それは一般会計で振り替えて翌年に繰り越し、その中で事業に使うということで解決している。私どもも、最初は心配していたが、なんとか回っているなという感じがする。ポイントの払い出し方がこ

のような形で定まっているところは、難なく導入できるのではないかと思うが、それがないところはなかなか厳しいのではと思う。例えば、前年度に頂いたポイントを、次年度換金するようなイメージだとスムーズに行くのではないか。クレジット会社のポイントや航空会社のマイルが、自治体ポイントに10000ポイント変換され、800ポイント使用されなかった場合、使用されなかったポイントは財源として入っているので、財源を繰り越して、次の年に所管課が与える。それを市町村の所管課が毎年繰り越していく。そういった形であれば解決できるのではないかと思う。

- ポイント付与を民間の団体に委託している団体が130程度あるが、そのような団体がうまくいくのかという懸念がある。そのようなところをシステムに組み込んでもらえばうまくいくのかなと思う。

#### 【西納構成員】

- 9月の定例市議会で、ポイント導入で補正予算を使用させてもらうことになった。地域ポイントの運営に関しては、地域事業者の方々に運営を任せようと考えている。自治体が受け皿になって補助金を出すことをイメージしているが、今後検討するとともに、動向を見極めたい。

#### 【猿渡大臣官房審議官】

- 自治体ポイントの商店街での換金精算をどこかにお願いするというのは、既に導入されている皆様も同じように取り扱われている。その部分には、自治体ポイント管理クラウドは関与しないので、そのまま進めて頂ければ良い。ただ、応援ポイント会社からポイントが移ってくるのをいかに円滑にするかという課題がある。ポイントを導入した場合には、自治体が歳出予算をたてて、その会社に委託しているのでしょうから、その委託する財源がもう1つできるという形で考えてもらえるとありがたい。自治体と商店街の関係は、そのまま継続していけば良いと考えている。

#### 【原田構成員】

- 京都府では、古川町商店街等、府内の商店街のご協力を得るべく、色々話をしている。その際、美術館や京都府立博物館、植物園でもポイントが使用できるようにという希望がある。それらをできるだけ実現する方向で検討したいと。京都府立のものについては、京都府のポイントも含めて差し引きする等、ポイント内での差引勘定も含めて検討したい。「市町村にだけポイント発行しなさい」と言うだけでなく、京都府のポイントも差引勘定も含めて考えて、参加できればありがたいと。

#### 【猿渡大臣官房審議官】

- 都道府県ポイントを市町村ポイントに上乗せする方法もある。



**【三木企画官】**

- 本日は長時間にわたり、審議頂きありがとうございました。最後に1つお知らせがあります。この度、マイナンバーに係る関係府省の課室長によるワンストップカードプロジェクトを立ち上げた。多くの国民にマイナンバーカードの利便性を実感してもらうため、マイナポータルにおける子育てワンストップサービス、そしてコンビニ交付サービス、そして、マイキープラットフォームに関して、全国の市区町村に参加を促すための推進方策について、検討を行い、本年12月をめどに、アクションプラン化を取り纏める予定。本検討会議は、ワンストップカードプロジェクトのうち、マイキープラットフォームについて具体的な検討を行う場とし、本検討会の議論の結果をアクションプログラムに盛り込むこととしたいと考えている。以上を持って、第二回自治体ポイント管理クラウド等仕様検討会議を終了する。皆様、お忙しいところありがとうございました。

以上